



# LIFRE

Legal Information Flash Report  
from MCLAW

発行：丸の内中央法律事務所  
〒100-0005  
東京都千代田区丸の内3-4-1  
新国際ビル817区  
TEL:03-3201-3404  
FAX:03-3201-3434  
URL:https://www.mclaw.jp  
email: tsutsumi@mclaw.jp

先般国会で成立した改正民事訴訟法が定める民事裁判のIT化の概要と6月1日に施行される改正特定商取引法・預託法の概要をご紹介します。

## ◆民事裁判IT化（連載第1回）

本年5月、民事訴訟法等の一部を改正する法律案が衆参両院で可決されました。

同法は、5月25日に公布され、公布日より4年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するとされています。今回の改正は、主に民事裁判手続のIT化の実現を目的としており、各種手続の充実・迅速化が期待されます。

本号より数回に分けて、民事裁判のIT化についてご説明したいと思います。

### 1. 訴えの提起

訴えの提起は、現在、裁判所に書類を持参し、又は郵送する方法によってのみ認められていますが、改正法は、新たに設けられる**事件管理システムに書面データをアップロードする方法により訴えを提起すること**を認めています。

従前通り、書面を持参しての提訴も認められますが、**一定の者（訴訟追行の依頼を受けた代理人弁護士等）は、こうしたシステムを用いたオンラインでの提訴を義務付けられます。**

これにより、紙媒体での訴状・証拠の作成や、郵送のコストを省略できることから、申立の迅速化が図られることが期待されます。

### 2. 送達

現在、訴状等の裁判書類の送達は、裁判所から被告に直接交付する方法によって行われています（特別送達）。

改正法は、**通知アドレスの登録制度を設け、管理システム上に訴状等がアップロードされたことを被告に通知**します。その上で、被告において、**閲覧・ダウンロードした時点で、被告に書類が送達されたものと取り扱うこと**を認めます。

これにより、送達に要する費用が節約できるほか、送達完了までの期間が短縮されることが見込まれます。

### 3. 口頭弁論

現行法でも、争点の整理手続（弁論準備手続、書面による準備手続）は電話やWeb会議形式で実施することが認められていますが、口頭弁論については、当事者又は代理人が出頭することが求められています。

改正法は、**基本的にWeb会議形式によることを認めました。裁判書類の陳述の他、和解の協議等も行うことができるもの**と定めています。

こうした規定により、特に遠方における訴訟手続等が円滑に進むことが期待されます。

## ◇特定商取引法・預託法改正（令和4年6月1日施行）

特定商取引法・預託法が令和3年に改正され、既に送りつけ商法に関する改正については施行済みですが、令和4年6月1日施行の改正点がありますので、ご紹介致します。

### 1. クーリング・オフ通知の電子化

クーリング・オフの通知は従前は書面による必要がありましたが、電子メール等の**電磁的方法でも通知することができる**ようになりました。消費者が発信した時点で効果が生じます。事業者としては通知先を表示する必要があります。

### 2. 通信販売規制の強化

「**詐欺的な定期購入商法**」対策として規制されたものであり、事業者は、通販における購入対象となる権利や役務を具体的に明示しなければならず、契約解除を妨害する表示も禁止され、これに違反した場合は**処罰**されます。「初回無料」「完全無料」などと謳いつつ、無料となる条件が定期購入（2回目以降の購入を有料で購入すること）となっているような表示のことを指します。そのような表示を**誤信して申し込んだ消費者は契約を取り消すことができます**し、適格消費者団体による差し止めの対象にもなります。

### 3. 販売を伴う預託等取引の原則禁止

事業者が物品等を消費者に販売した上で消費者から物品等を預り、消費者に対しては配当金と称する金銭を支払うような取引について、原則禁止とし、取引を行う場合には消費者庁の確認を得なければならず、これに違反した場合には**処罰**されるとともに、確認を得ない預託等取引は**民事上無効**になることになりました。

（弁護士友成、弁護士門屋）

## \*\*\*法務トピックス\*\*\*

### ◆改正動物愛護管理法（令和4年6月1日施行）

令和4年6月1日から、**ブリーダーやペットショップ等で販売される犬や猫について、マイクロチップの装着が義務化**されます。マイクロチップを装着すると、犬や猫が飼い主と離れ離れになったときに、皮下に埋め込まれたマイクロチップをリーダーで番号を読み取り、データベースに登録されている飼い主の情報と照合することで、飼い主の元へ戻すことができます。今後ブリーダーやペットショップから新たに犬や猫を購入すると、飼い主情報を変更登録する必要があります。なお、**改正法施行前から飼育されている犬や猫に新たにマイクロチップを装着することは努力義務**とされています。詳細は環境省のHPをご覧ください。